平成２４年（フ）第４７９号
大分市大字小池原801番地の１　市営１Ａ７―220
債務者　河野　京子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４４号
宮崎市太田２丁目１番41号　日良アパート１号
債務者　畑山　幹彦
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６号
宮崎県日向市大字財光寺1151番地５
債務者　大田千代美
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１７号
宮崎県日向市大字財光寺124番地１　市営財光寺北住宅２棟５号
債務者　黒木　悠
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第２４号
宮崎県延岡市別府町3936番地３
債務者　高見　伸一
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１５号
盛岡市上田１丁目18番４号
債務者　吉田浩美こと　尹　之伶
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３１号
広島県福山市野上町１丁目10番23―102号、旧住所広島県尾道市向島町5516番地
債務者　胡本　知希
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３８号
山口県岩国市麻里布町３丁目21番８―602号
債務者　下手奈央子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第８号
山口県柳井市柳井2060番地38
債務者　野村　覚
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第４号
高知県宿毛市桜町５番11号
債務者　竹村加代子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第１０１号
熊本市西区島崎４丁目５番14号
債務者　満永　千良
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０２号
熊本市北区飛田２丁目12番16号　とびたハイツＣ―Ｇ
債務者　永野　正也
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０６号
熊本市南区日吉１丁目４番46―404号　市営住宅２Ｃ―２―404
債務者　内村由美子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１３号
熊本市東区長嶺東２丁目11番85号　メゾンドジュワ201号、前住所宮崎県日向市大字日知屋16174番地２
債務者　成合　哲哉
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１６号
熊本県上益城郡甲佐町大字芝原102番地20
債務者　古閑　友梨
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１８号
熊本市南区出仲間２丁目１番45号　コーポ平野102号
債務者　原口　玲子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２０号
熊本市南区野田３丁目11番２―201号　野田団地１Ｃ―２―201
債務者　高橋　光江
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係